

令和3年4月24日

緊急事態宣言にともなう施設運営の変更により、  
施設利用をキャンセルされた場合の利用料の返金について  
(特例還付)

ドーンセンター施設利用につき、緊急事態宣言の発出を受けて、大阪府より下記のとおり指針が示されました。

2021年4月25日(日)～5月11日(火)の利用について、

館の休館によりキャンセルするもの

上記を理由とし、4月25日(日)～5月11日(火)の間に、ドーンセンターの施設利用をキャンセルされた場合、既に納付いただいている利用料金を全額返金いたします。

- 返金の方法および返金の時期については順次ご対応させていただきます。
- 特例還付の取り扱いについては、今後の感染状況等により変更する場合があります。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

ドーンセンター